

岬町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

岬町教育委員会
教育長 古 橋 重 和

岬町教育委員会規則第 3 号

岬町立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岬町立学校管理運営に関する規則（昭和 3 2 年岬町教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（教務主任等の発令） 第 4 条の 5 前条に規定する教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 2 前条に規定する保健主事は、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 3 前条に規定する司書教諭は、司書教諭講習を修了し有資格者となった<u>主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。）</u>又は教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 （その他の主任等） 第 4 条の 6 学校に、第 4 条の 3 に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。 2 前項に規定する主任等は、教諭のうちから、校長が命じ、教育委員	（教務主任等の発令） 第 4 条の 5 前条に規定する教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、<u>指導教諭又は教諭</u>のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 2 前条に規定する保健主事は、<u>指導教諭、指導養護教諭</u>、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 3 前条に規定する司書教諭は、司書教諭講習を修了し有資格者となった<u>首席（養護又は栄養の指導及び管理を司る首席を除く。）</u>、<u>指導教諭、主務教諭</u>又は教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。 （その他の主任等） 第 4 条の 6 学校に、第 4 条の 3 に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。 2 前項に規定する主任等は、<u>指導教諭又は教諭</u>のうちから、校長が

会に報告しなければならない。	命じ、教育委員会に報告しなければならない。
----------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。